

# 令和6年度国保ヘルスアップ支援事業 (ICTを活用した健康づくり推進事業) 企画提案に係る質疑に対する回答

※本回答中の用語は、本事業の企画提案募集要領及び仕様書に基づきます。(例)「県」=「鹿児島県」など

No.	受付日	質疑内容	回答
1	R6.4.18	<p><b>(アプリ機能要件について)</b> 仕様書 5業務内容 (1)-ア-①-b アプリ登録時に被保険者証番号の入力欄を設けて、管理を想定していますが、喪失したときに喪失情報をご提供いただくことは可能か。(KDBの被保険者台帳等、喪失情報を判断するデータと項目を教えてください)</p> <p>仕様書 5業務内容 (1)-ア-③-a 「KDBを毎月1回、最新月データに更新すること」とあるが、差分連携(年度内で更新があった者のみ連携)となるのか、全件連携(年度内に資格がある者をすべて連携)、あるいは別の連携方式となるのか教えていただきたい。</p> <p>アプリのリリースを10月上旬とのことですが、仕様書記載の要件を満たすカスタマイズが必要な場合、当該カスタマイズは10月上旬以降となることは許容できますでしょうか。</p>	<p>資格喪失に係る情報の提供は月次対応可能です。 (KD_IF015特定健診等被保険者データを想定)</p> <p>毎月1回、提供可能な被保険者全員の特定健康診査結果等のデータを一括して受託者に提供し、受託者において時点更新を行っていただきます。 なお、当該データの抽出については、鹿児島県国民健康保険団体連合会に依頼することを想定しており、仕様書の第2に記載のとおり抽出などデータ収受に係る費用は本委託に含まれます。</p> <p>必要なカスタマイズの一部の提供開始が10月上旬以降となる場合、提供開始時期を企画提案において示してください。</p>
2	R6.4.18	<p><b>(参加者の募集、アプリ登録までの流れについて)</b> 県でチラシ、ホームページ等何らかの方法で県民に対して周知を行う→ 参加希望者は当該周知を確認し、アプリをダウンロードするという流れを想定しますが、</p> <p>事業スケジュールに「KDBデータの提供」令和6年7月とあり、事前に受託業者が国保対象者をリスト化しておき、個別にアプリ登録に必要なログインID等を払い出し、郵送で通知する流れのようにも読めます。 想定されている流れおよびログインしたらすぐにKDBの情報の参照が可能とする要件が必須かを教えてください。(KDBの情報を月に一回更新し、そのタイミングで利用者がKDBの内容を参照できれば良いか) また、事前にKDBデータを提供する理由を教えてください。</p>	<p>被保険者に対する周知は、県や市町村が行うアプリ導入のための説明会等のほか、仕様書の第5(3)イに記載とおり受託者においても実施していただくことを想定しております。</p> <p>契約後、7月を目処に、提供可能な被保険者全員の特定健康診査結果、被保険者情報等のデータを受託者に提供し、本人確認IDや被保険者番号等なんらかの方法によりデータを連携することを想定しておりますが、詳細については、企画提案及び協議によります。</p> <p>なお、令和6年度の特定健康診査結果等のデータは、提供時期により反映できないことが想定されますが、少なくとも過去5年間の特定健康診査結果等のデータについては、アプリ提供開始の時点で連携を済ませていることを想定しています。 また、アプリの提供開始前にKDBデータ等を提供する理由は、データ抽出に要する時間や費用、被保険者のスムーズなアプリの利用開始を考慮したためです。</p>
3	R6.4.18	<p><b>(事業全般について)</b> ・想定されるアプリ登録者数を教えてください。</p> <p>・日々の健康づくりの取り組み状況でポイントを付与し、ポイント数に応じたインセンティブ提供は想定されておりますか？</p> <p>・何年間の事業を想定されておりますでしょうか？ また、想定されている場合、次年度以降のご予算の目安をご教示いただきたい。</p> <p>ポスターの部数は何部程度を想定すればよろしいでしょうか？</p>	<p>可能な限り多くの方に登録していただきたいと考えております。 なお、本県の市町村国保の被保険者数は約34万人です。</p> <p>本委託においてインセンティブは対象経費とはなりません。 なお、受託者が委託の範囲外でインセンティブを設定することを妨げるものではありません。</p> <p>本事業は単年度事業です。 事業実績によって次年度以降の事業展開を決定します。 なお、次年度予算については現時点では未定です。</p> <p>ポスターの部数は、企画提案及び協議によります。 なお、必ずしもポスターを製作しなければならないものではありません。</p>
4	R6.4.18	<p><b>(データ可視化ツールについて)</b> ・ツールで閲覧できる情報は、インターネット公開でよいか伺いたい。例えば、Tableau Publicを使用する場合、id, passなしでインターネット公開となる。</p>	<p>本ツールで分析するデータには、特定健康診査結果等の非公開データを含むため、本県のみが利用できる形で提供してください。</p>

# 令和6年度国保ヘルスアップ支援事業 (ICTを活用した健康づくり推進事業) 企画提案に係る質疑に対する回答

※本回答中の用語は、本事業の企画提案募集要領及び仕様書に基づきます。(例)「県」=「鹿児島県」など

No.	受付日	質疑内容	回答
5	R6.4.18	(仕様書 5業務内容 (1)アプリケーションの提供①c) 「利用登録に際しては、利用者自身の入力により氏名もしくはハンドルネーム、生年月日、性別を設定できること。」について、「生年月日」と「性別」が任意で設定不可の場合、導入不可という判断になりますか。	受託者側で利用者の本人確認ができれば問題ないため、利用者自身の入力により氏名、ハンドルネーム、生年月日、性別を任意で設定できない仕様であっても差し支えありません。
6	R6.4.18	(仕様書 5業務内容 (1)アプリケーションの提供 ③) 特定健康診査結果の可視化に関する機能 「県等が提供する国保データベース(KDB)から出力された特定健康診査結果を、アプリに反映し、利用者が確認ができること。なお、県が提供する特定健康診査結果は、市町村から提供の同意が得られたもので、県が現に提供可能と判断したものとし、毎月1回、最新月のデータに更新すること。」について、KDBデータではなく、国保連合会が保有するデータ(被保険者情報、健診データ、レセプトデータ ※参考ファイル名下記参照)であれば、KDB提案内容次第でご提供可能でしょうか。 ※ファイル名(参考) ■被保険者情報 ・KD_IF015.csv など ■健診データ ・FKAC171 など ■レセプトデータ ・医科 21_REC0DEINFO_MED.CSV ・DPC 22_REC0DEINFO_DPC.CSV ・歯科 23_REC0DEINFO_DEN.CSV ・調剤 24_REC0DEINFO_PHA.CSV	仕様書に記載の国保データベース(KDB)システムのほか、特定健診データ管理システム、国保総合システムから出力されるデータの提供も可能です。 これらのシステムから出力されるデータを含め、必要なデータについては企画提案において示してください。 なお、当該データの抽出については、鹿児島県国民健康保険団体連合会に依頼することを想定しており、仕様書の第2に記載のとおり抽出などデータ収受に係る費用は本委託に含まれます。
7	R6.4.18	(3 事業対象者 (1)) 今回の事業で被保険者の参加者は最大で何名くらいを想定されていますか	可能な限り多くの方に登録していただきたいと考えております。 なお、本県の市町村国保の被保険者数は約34万人です。
8	R6.4.18	(3 事業対象者 (1)) 参加対象者の年齢上限・下限はありますか	市町村国保の被保険者(75歳未満)であれば年齢制限はありません。ただし、KDBデータ等による特定健康診査結果の連携は、40歳以上の被保険者が対象です。
9	R6.4.18	(3 事業対象者 (2)) 市町村毎に参加人数の制限はありますか	制限はありません。
10	R6.4.18	(5 業務内容 (2)ア) 県内参加市町村がデータ可視化ツールを利用する際に使用する端末は事業者が準備し提供するのでしょうか	仕様書の第5(2)イ記載の「データ可視化ツール」は受託者が保有するツールの利用権を県に提供していただくことを想定しており、専用端末を使用することは想定しておりません。 また、市町村に対して提供していただく仕様書の第5(2)ア記載の「個人に紐付いたデータを閲覧するツール」についても同様です。 ただし、受託者からの専用端末の貸与を妨げるものではありません。なお、その専用端末が国保保健事業のみに使用されることが明らかである場合に限り委託費に含まれます。
11	R6.4.18	(5 業務内容 (2)ア) 上記、端末を事業者が準備する場合、端末の種類(PC or タブレット)は事業者の提案に委ねるといった認識でよろしいでしょうか	受託者が専用端末を貸与する場合には、端末の種類等は企画提案及び協議によります。
12	R6.4.18	(5 業務内容 (2)ア) タブレット端末を導入する場合、セキュリティソフトの費用も委託費の中に含まれているという認識でよろしいでしょうか	受託者が専用端末を貸与する場合のセキュリティソフトの費用については、その専用端末が国保保健事業のみに使用されることが明らかである場合に限り委託費に含まれます。

# 令和6年度国保ヘルスアップ支援事業（ICTを活用した健康づくり推進事業） 企画提案に係る質疑に対する回答

※本回答中の用語は、本事業の企画提案募集要領及び仕様書に基づきます。（例）「県」＝「鹿児島県」など

No.	受付日	質疑内容	回答
13	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア・ウ) 本事業でオンライン説明会等を行う場合、ネットワーク環境は事業者がWi-Fi 環境等を別途提供することを想定されていますでしょうか	仕様書の第5(3)ア記載のアプリ導入のための被保険者向け説明会等に対する支援において、オンラインによる支援を行う場合、必要に応じて受託者がネットワーク環境を提供するものとし、その費用は本委託に含まれます。 仕様書の第5(3)ウ記載の市町村向けの説明会、個別説明及び打合せをオンラインで行う場合、ネットワーク環境の提供は不要です。
14	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア) アプリ導入のための被保険者向け説明会について、可能な限り対面とありますが対面を前提で考えればよろしいでしょうか	基本的には対面による支援を前提としておりますが、本県は県域が広いことから、対面支援が困難な場合には、県と協議の上、オンラインによる支援でも可とします。
15	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア) アプリ導入のための説明会は全市町村での開催回数は1 回と考えて良いのでしょうか	可能な限り多くの市町村でアプリ導入のための被保険者向け説明会等を開催したいと考えておりますが、開催の可否及びその回数については市町村との調整によります。
16	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア) アプリ導入のための説明会は全市町村での開催が必要でしょうか	NO15に記載のとおりです。
17	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア) アプリ導入のための説明会開催場所は市町村からの指定があると考えると良いのでしょうか	開催場所や日程については、県又は市町村の希望を基に、県と受託者で協議の上、調整します。
18	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア) 被保険者・市町村向け説明会を対面で実施する場合、会場費用も委託費の中に含まれるのでしょうか	仕様書の第5(3)アに記載の「アプリ導入のための被保険者向け説明会等」については、県又は市町村が会場を用意するため、受託者による会場費用の負担は生じません。  仕様書の第5(3)ウに記載の「市町村向け説明会」は、オンライン開催を想定しており、受託者による会場費用の負担は生じません。  仕様書の第5(3)ウに記載の「市町村への個別説明」は、可能な限り対面、困難な場合には県と協議の上、オンラインにより実施していただきますが、いずれの場合も受託者による会場費用の負担は生じません。  なお、仕様書の第5(3)イに記載の広報業務において会場の使用料等が生じる場合、その費用は本委託に含まれます。
19	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア) アプリ導入のための説明会開催時に、マニュアル等の資料配付は必要でしょうか	企画提案及び協議によります。
20	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ア) アプリ導入・参加市町村向けの説明会は10 月からの開始でしょうか	委託契約締結後から順次開始していただきます。
21	R6.4.18	(5 業務内容 (3)イ) 広報業務についてはチラシ、ポスターの企画・製作でよろしいでしょうか	チラシ、ポスターの企画・製作のほか、街頭ビジョンやインターネットを利用した広告、各種イベント等での登録呼びかけなど、どのような内容の広報業務を企画提案しても構いません。

# 令和6年度国保ヘルスアップ支援事業 (ICTを活用した健康づくり推進事業) 企画提案に係る質疑に対する回答

※本回答中の用語は、本事業の企画提案募集要領及び仕様書に基づきます。(例)「県」=「鹿児島県」など

No.	受付日	質疑内容	回答
22	R6.4.18	(5 業務内容 (3)イ) 製作したチラシ・ポスターは印刷し参加市町村へ一括納品という認識でよろしいでしょうか	チラシ・ポスターの製作を行う場合、その内容、数量、配布方法などは企画提案及び協議によります。 なお、必ずしもチラシ・ポスターを製作しなければならないものではありません。
23	R6.4.18	(5 業務内容 (3)イ) 製作するチラシ・ポスターの数量と仕様が確定しておりましたら(例:A4 カラー・両面等)をご教示下さい。	NO22に記載のとおりです。
24	R6.4.18	(5 業務内容 (3)イ) 広報業務としての企画は、事業の周知と考えるのか、もしくはその場での参加登録も必要でしょうか	登録呼びかけに併せてその場で登録支援を行うことについても、広報業務の一環として企画提案していただいで構いません。
25	R6.4.18	(5 業務内容 (3)イ) 参加者の募集は何月からを想定していますか	事業スケジュールは企画提案及び協議によります。 なお、アプリの提供開始時期については10月上旬を想定しております。
26	R6.4.18	(5 業務内容 (3)ウ) 市町村向け説明会について、対面を前提に考えればよろしいでしょうか	NO18記載のとおりです。
27	R6.4.18	(5 業務内容 (3)オ) 県及び事業対象者からの問合せ対応時間について教えてください。9時～17時でよろしいでしょうか	企画提案及び協議によります。
28	R6.4.18	(5 業務内容 (3)オ) 被保険者・市町村からの問合せ対応の期間をご教示ください。(例:2024年10月～2025年3月)	企画提案及び協議によります。
29	R6.4.18	(5 業務内容 (3)オ) 被保険者向け問合せ対応は「問合せフォーム」での対応でよいでしょうか	被保険者向けの問合せ対応は、「問合せフォーム」での対応でも構いません。なお、電話対応などそのほかの方法による対応については、企画提案によりその方法を示してください。
30	R6.4.18	(5 業務内容 (3)オ) 被保険者からの電話問合せ対応は必要でしょうか	NO29に記載のとおりです。

# 令和6年度国保ヘルスアップ支援事業 (ICTを活用した健康づくり推進事業) 企画提案に係る質疑に対する回答

※本回答中の用語は、本事業の企画提案募集要領及び仕様書に基づきます。(例)「県」=「鹿児島県」など

No.	受付日	質疑内容	回答
31	R6.4.18	(5 業務内容 (3)オ) 問合せ対応は、アプリの利用方法などの限定でよいでしょうか	被保険者向けの問合せ対応については、貴見のとおりです。 市町村向けの問合せ対応については、アプリの利用方法のほか、仕様書の第5(2)ア記載の「個人に紐付いたデータを閲覧するツール」の利用方法についても対象となります。 県向けの問合せ対応については、本委託に係るすべての事項が対象となります。
32	R6.4.18	(5 業務内容 (4)事業スケジュール) ア KDB のデータの提供 令和6 年7 月 イ アプリの提供開始 令和6 年10 月上旬 との記載がありますが、先にKDB のデータ提供を受け、参加者が確定次第参加者情報と紐づけるということによろしいでしょうか。	契約後、7月を目処に、提供可能な被保険者全員の特定健康診査結果、被保険者情報等のデータを受託者に提供し、本人確認IDや被保険者番号等なんらかの方法によりデータを連携することを想定しておりますが、詳細については、企画提案及び協議によります。
33	R6.4.18	(5 業務内容 (1)ア③ a) 毎月1 回最新月データについては都度提供される新しい参加者の特定健康診査結果を追加更新するという認識でよろしいでしょうか。	毎月1回、提供可能な被保険者全員の特定健康診査結果等のデータを一括して受託者に提供し、受託者において時点更新を行っていただきます。 なお、当該データの抽出については、鹿児島県国民健康保険団体連合会に依頼することを想定しており、仕様書の第2に記載のとおり抽出などデータ収受に係る費用は本委託に含まれます。
34	R6.4.18	(再委託の承認のタイミングについて) 当該箇所:仕様書2 実施方法において、「事業実施に当たり必要な部分をほかに委託する際は、あらかじめ県の承認を得る必要がある。」  質問:どのタイミングで承認を得る必要がありますか。 企画提案時に予定がある場合は企画提案時(変更の可能性が あります)または、契約時等、ご教示ください。	委託契約の締結後、再委託前までに承認を受ける必要があります。
35	R6.4.18	当該箇所:企画提案募集要領6及び県HP「1者につき、対面又はオンラインのいずれかによる企画提案とし、開催時間等の詳細は別途、応募者に通知します。」  質問:企画提案会について、この際に通知される内容はどのようなものを含みますか。 特に、提案可能な分数、当日参加人数の上限等があれば、この時にご教示いただけますでしょうか。	開催場所、開催時間(説明持ち時間、集合時間等を含む)、参加人数上限、県が用意する物等を通知予定です。 説明の持ち時間、参加人数上限等の詳細については、参加申込書提出期限後に通知いたします。